

2026年3月30日

ご担当者様

マリナタウン・リバーラガーデン住宅団地管理組合法人
I棟棟部会役員会

インターホン更新工事の御見積書作成依頼

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、マリナタウンリバーラガーデンI棟インターホン更新工事に向け、工事の御見積書を頂戴したくご連絡いたしました。別紙をご確認いただき、ご提出をお願いいたします。

また、棟部会役員会運営細則の規定により別紙の「倫理規定同意書」に、(1)の空欄に御社名、右上の空欄に御社社判をご捺印のうえご提出をお願いいたします。

■ 御見積書提出期限 **2026年4月20日(月)午後12時必着** ※密封の上提出

提出先：

〒819-0013 福岡市西区愛宕浜 2-3-5 マリナタウン・リバーラガーデン I棟棟部会

現地確認等のお問い合わせ：リバーラガーデン管理センター 092-885-1413

今後、ご提出頂いた御見積書を検討させていただき、役員会で採用となった場合は2026年5月開催の棟部会総会に議案上程予定です。

敬具

マリナタウン・リバーラガーデン I 棟インターホン設備更新工事 調達仕様書

1 調達の目的

マリナタウン・リバーラガーデン I 棟のインターホン設備は、2007 年 1 月に導入後、19 年を経過し、経年劣化に伴う機器故障の発生などにより運用に支障を来していること、また、現行システムは、インターホンを通じ管理センターにて住戸内火災・非常・ガスの警報が把握できないなど、住民の安心・安全に関わるサービス面が十分でないため、総合的に更新を行うものである。

2 調達の概要

調達範囲は、I 棟内の全戸に設置されたインターホン(室内・玄関ドア)、1 階ロビーのインターホン(南・北各 1 台)、必要な制御・通信装置及び管理センターの監視・管理用装置等の機器、及びこれら機器の取替工事、接続・試験、並びに消防等の各種申請書類の作成及び検査への現地立会対応、撤去品の産廃処理を行うものとする。

なお、I 棟内及び I 棟～管理センター間の通信線については、既存の通信線(メタル)を使用するため、調達範囲外とする。調達の内容、仕様及び数量は、表 1 のとおりとする。

3 工事期間

2026 年 10 月～12 月の予定とする。工事期間中(約 20 日)は、新旧インターホン併用できるよう対策を行うこととする。また、工事・切替に関する手順を記載した工程表を提出すること。

4 納品・支払条件

竣工検査合格後の翌月末日支払い。

5 調達参加資格要件

- (1) 消防施設工事業の建設業許可を有すること。
- (2) 納入するインターホン機器は、消防特例に適したインターホン工業会認定規格品とすること。マンションなど集合住宅向けの納入実績を有すること。

6 その他

- (1) 工事中に必要な電気・水道・トイレ・資材置き場の貸与に関する記載。
- (2) 住民の不在などによる工数の増加等に関する追加の工事費精算を行わない旨の記載。
- (3) 調達・工事実施に関する問い合わせ対応窓口の記載。
- (4) 瑕疵担保責任、機器毎の保証期間(2年以上)、部品の供給期間(生産中止から7年以上)、及び機器故障など障害対応に関する要件の記載。

以上

インターホン設備更新工事 調達仕様書 表 1

(更新対象機器)

共同住宅用親機：5.0型（23万画素）相当モニター付インターホン×195台

モニター付副親機（埋込型）×10台 ※図面上で設置住戸あり

インターホン用化粧パネル×195枚

住戸部拡張アダプタ×10台

ドアホン子機 内機（遠隔試験機付）×194台

ドアホン子機（警報表示付）×1台、取付プレート×1枚

パイプシャフト収納型分岐器：1分岐×11台・2分岐×9台

住戸用増幅器（4出力用）×3台

ロビーインターホン（カメラ付）×2台

制御装置（4出力用）×1台

管理事務室親機（モニター付）×1台

電気錠非常解錠装置×2台

非常電源装置（蓄電池容量8Ah）×3台

マンションHA棟間接続アダプタ×2台

スイッチングHUBレイヤ2（8ポート）×1台

様式4 (運営細則第34条)

マリナタウン・リバーラガーデン住宅団地管理組合法人
マリナタワー (I 棟) 棟部会
会長.....殿

20.....年.....月.....日

倫理規定同意書

当社は、御棟部会との工事請負契約又は物品売買契約を締結するにあたり、下記倫理規定に関し積極的に同意することを宣言いたします。

- (1) (以下「当社」という) の従業員は遵法精神に則り、リバーラガーデン I 棟区分所有者 (以下「顧客」という) の利益を最大限に守るように務める。
- (2) 当社は、顧客に対し、その業務の適正・公平さを保つために必要な全ての情報を開示したうえで、専門家としての業務を公平かつ合理的な方法で提供する。
- (3) 当社および従業員が業務に際し受領する報酬は、顧客からの支払い、報酬のみとし、関連業者からのリベート、インセンティブ、バックマージン等の金銭を一切受け取らない、また関連業者にそれら金銭を支払わないことを約束する。
- (4) 上記違反した場合は、顧客が損失を被ったと推定される額を損害賠償金及び違約金として顧客に支払うことに同意する。
- (5) 当社は、業務上知りえた顧客の秘密を守り、節度ある行動をとるとともに、契約終了後においても同様とする。
- (6) 当社は、当社が関わる全ての施工元請け会社、下請け会社、職人にたいしても当倫理規程を遵守する行動をとるよう求める。

以上